

大村市立図書館地域資料収集方針

1 目的

この方針は、ミライ on 図書館資料収集方針「5 収集基準」の規定に基づき、地域資料の収集について、必要な事項を定める。

2 地域の定義

ここでの地域とは、現行行政区画の大村市全域をさす(近世以前においては肥前国の一部)。

3 資料の内容

次の資料を地域資料として収集する。

(1) 地域に関する資料

- ア 地域について記述がある資料
- イ 地域に関係の深い人物、団体等について記述がある資料
- ウ 地域に在住又は地域を活動拠点とする(した)人が著した資料
- エ 地域に関係の深い人物、団体等が著した古典作品(現代語訳、注釈等を含む)

(2) 地域で発行された資料

- ア 地域内の行政機関が発行した資料
- イ 地域内の学校、団体、個人等が発行した資料で、地域に関する記述がある資料

4 資料の種類

収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、行政資料(統計書、報告書、計画書、要覧等)、小冊子、地図、視聴覚資料又はその他資料とする。

5 収集の方法

資料の収集は、購入、寄贈又は複製により行う。

6 収集する部数

原則として、貸出用、館内閲覧用及び保存用の3部を収集する。ただし、地域に関係の深い人物が著者等で、内容が地域に直接関係しない資料の収集部数は1部とする。

附則

この方針は令和6年1月10日から適用する。